

第4回総務文教小委員会 次第

日 時： 平成15年12月19日(金) 午後3時00分から

会 場： 一宮地場産業ファッションデザインセンター 2F 第1会議室

1 開 会

2 議 題

(1)協議事項

- | | | |
|----------|----------------------|--------|
| 協議総文第 9号 | 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて | (資料 1) |
| 協議総文第10号 | 地方税の取扱いについて | (資料 2) |
| 協議総文第11号 | 町名・字名の取扱いについて | (資料 3) |
| 協議総文第12号 | 消防団の取扱いについて | (資料 4) |
| 協議総文第13号 | 姉妹都市、国際交流事業について | (資料 5) |
| 協議総文第14号 | 交通関係事業について | (資料 6) |
| 協議総文第15号 | 学校教育事業について(その1) | (資料 7) |
| 協議総文第16号 | 社会教育事業について | (資料 8) |
| 協議総文第17号 | 使用料、手数料等の取扱いについて | (資料 9) |
| 協議総文第18号 | 補助金、交付金等の取扱いについて | (資料10) |

(2)提案事項

- | | | |
|----------|-----------------|--------|
| 協議総文第19号 | 条例、規則等の取扱いについて | (資料11) |
| 協議総文第20号 | 一部事務組合等の取扱いについて | (資料12) |
| 協議総文第21号 | 公共的団体等の取扱いについて | (資料13) |

3 その他

- | | |
|-----------------|--------|
| 総務文教小委員会の日程について | (資料14) |
|-----------------|--------|

4 閉 会

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目第7号）

議会の議員の定数及び任期の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	議会の議員の定数及び任期の取扱い（在任特例のみの場合）
調整方針	尾西市及び木曽川町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の規定を適用し、一宮市の議会の議員の残任期間に限り、引き続き新市の議会の議員として在任するものとする。

協定項目	議会の議員の定数及び任期の取扱い（在任特例及び定数特例の場合）
調整方針	<p>(1) 尾西市及び木曽川町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の規定を適用し、一宮市の議会の議員の残任期間に限り、引き続き新市の議会の議員として在任するものとする。</p> <p>(2) 合併後、最初に行われる一般選挙においては、市町村の合併の特例に関する法律第7条第3項の規定を適用し、当該一般選挙により選出される一宮市の議会の議員の任期に相当する期間について、尾西市・木曽川町を区域とする選挙区を設け、一宮市の議会の議員の定数(以下「旧定数」という。)に人口比率を乗じて得た8名(尾西市)、4名(木曽川町)を、一宮市の旧定数に加えた数をもって新市の議会の議員の定数とするものとする。</p>

協議状況	
提案	平成15年11月26日
協議	平成15年12月19日
確認	平成 年 月 日

地方税の取扱いについて（協定項目第9号）

地方税の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	地方税の取扱い
調整方針	<p>地方税の制度が同じものについては現行のとおりとし、差異のあるものについては原則として一宮市の制度を適用するものとする。</p> <p>(1) 市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、市民税の均等割については合併後5年間は不均一課税とする。</p> <p>(2) 法人市(町)民税の超過税率は、合併時に廃止するものとする。</p> <p>(3) 木曾川町の市街化区域内農地に係る課税については、平成22年度まで農地に準じた課税を行うものとする。</p> <p>(4) 事業所税については、合併が行われた日から起算して5年を経過する日までの間は課税しないものとする。</p>

協議状況	
提案	平成15年11月26日
協議	平成15年12月19日
確認	平成 年 月 日

町名・字名の取扱いについて（協定項目第 1 8 号）

町名・字名の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	町名・字名の取扱い
調整方針	町・字の名称については現行のとおりし、「大字」を削除した名称に変更する。ただし、木曽川町においては葉栗郡木曽川町を市木曽川町に置き換える。

協 議 状 況	
提 案	平成 1 5 年 1 1 月 2 6 日
協 議	平成 1 5 年 1 2 月 1 9 日
確 認	平成 年 月 日

消防団の取扱いについて（協定項目第22号）

消防団の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	消防団の取扱い
調整方針	(1) 消防団の組織体制については、現行の組織体制を基本に合併時に連合団とするが、その後調整するものとする。 (2) 消防団員の階級及び報酬等については、当面現行のとおりとし、2年以内に調整するものとする。 (3) 消防団の活性化推進事業等への補助金については、1分団当たり10万円とし、一宮市の家族研修会は廃止するものとする。 (4) 消防団の出動態勢については、合併後一定期間内に調整するものとする。 (5) 消防車両、分団庁舎については現行の車両・庁舎を活用するものとする。 (6) 市町の消防団操法大会は、合併時に廃止するものとする。

協議状況	
提案	平成15年11月26日
協議	平成15年12月19日
確認	平成 年 月 日

姉妹都市、国際交流事業について（協定項目第23 - 2号）

姉妹都市、国際交流事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	姉妹都市、国際交流事業
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> (1) 萩原町及び馬瀬村との交流事業は、合併時にいったん廃止するものとする。 (2) 一豊公&千代様サミットについては、新市においても引き継ぐものとする。 (3) 飛騨・木曽川・伊勢湾連携交流事業については廃止するものとする。 (4) 中学生の海外派遣事業については、新市において速やかに調整するものとする。 (5) 一宮市及び尾西市国際交流協会については、合併後一定期間内に組織・事業の統合を図るものとする。

協議状況	
提案	平成15年11月26日
協議	平成15年12月19日
確認	平成 年 月 日

交通関係事業について（協定項目第23 - 7号）

交通関係事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	交通関係事業
調整方針	(1) 循環バスについては当面現行のとおり継続し、新市において一定期間内に調整するものとする。 (2) 交通安全教室については、一宮市・尾西市の制度を適用するものとする。また、交通指導員は一宮市の制度に合わせるものとし、尾西市の交通指導員は合併後一定期間内に廃止するものとする。 (3) 尾西市防犯交通協会については、合併時に廃止するものとする。 (4) 交通安全組織育成補助及び防犯活動支援については、一宮市の制度を適用するものとする。 (5) 交通災害見舞金については、一宮市・尾西市の制度を適用する。

協議状況	
提案	平成15年11月26日
協議	平成15年12月19日
確認	平成 年 月 日

学校教育事業について（その1）（協定項目第23 - 25号）

学校教育事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	学校教育事業
調整方針	<p>(1) 就学援助費のうち準要保護世帯の給食費負担については、尾西市・木曾川町の制度に合わせるものとする。</p> <p>(2) 独立行政法人 日本スポーツ振興センター災害共済事業については、一宮市の制度に合わせるものとする。</p> <p>(3) 英語教育推進事業、各種大会事業については、合併後一定期間内に調整するものとする。</p> <p>(4) 学校給食事業については、当面現行のとおりとし一定期間内に食材の一括購入に向けて調整を図るものとする。</p>

協議状況	
提案	平成15年11月26日
協議	平成15年12月19日
確認	平成 年 月 日

社会教育事業について（協定項目第23 - 28号）

社会教育事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	社会教育事業
調整方針	<p>社会教育関連事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら、引き続き学習機会の提供等に努めるものとする。</p> <p>(1)生涯学習バス貸出事業については、現行のとおり継続するものとする。</p> <p>(2)結婚相談事業については、合併時に廃止するものとする。</p> <p>(3)体育協会及び体育指導委員については、合併後一定期間内に組織・事業を統合するものとし、体育行事については統合・再編などの調整を行い、引き続きスポーツの振興に努めるものとする。</p>

協議状況	
提案	平成15年11月26日
協議	平成15年12月19日
確認	平成 年 月 日

使用料、手数料等の取扱いについて（協定項目第15号）

使用料、手数料等の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	使用料、手数料等の取扱い
調整方針	(1)使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、施設の規模、実態等を考慮し調整を図るものとする。 (2)手数料については、住民負担の公平性を図るため合併時に統一する。

協議状況	
提案	平成15年11月26日
協議	平成15年12月19日
確認	平成 年 月 日

補助金、交付金等の取扱いについて（協定項目第17号）

補助金、交付金等の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	補助金、交付金等の取扱い
調整方針	<p>補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整するものとする。</p> <p>(1) 2市1町で同一あるいは同種のものについては、関係団体等の理解と協力を得て、できる限り早い時期に統一の方向で調整する。</p> <p>(2) 各市町独自のものについては、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。</p> <p>(3) 整理統合できるものについては、整理統合するよう調整する。</p>

協議状況	
提案	平成15年11月26日
協議	平成15年12月19日
確認	平成 年 月 日

条例、規則等の取扱いについて（協定項目第12号）

条例、規則等の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	条例、規則等の取扱い
調整方針	条例、規則等は、一宮市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえて、条例、規則等の新規制定、一部改正等を行うものとする。

協議状況	
提案	平成15年12月19日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

一部事務組合等の取扱いについて（協定項目第14号）

一部事務組合等の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	一部事務組合等の取扱い
調整方針	尾西市及び木曾川町は、それぞれ加入している一部事務組合等から、合併の日の前日をもって脱退するものとする。ただし、尾西地方特定公共下水道管理組合については合併の日の前日をもって解散し、事業については新市において行うものとする。

協議状況	
提案	平成15年12月19日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

公共的団体等の取扱いについて（協定項目第16号）

公共的団体等の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	公共的団体等の取扱い
調整方針	<p>公共的団体等については、新市の一体性を速やかに確立するため、それぞれの実情等を尊重しながら統合・再編の調整に努めるものとする。</p> <p>(1) 2市1町に共通している団体は、合併時に統合・再編するよう調整に努めるものとする。</p> <p>(2) 2市1町に共通している団体で、実情により合併時に統合・再編できない団体は、合併後速やかに統合・再編するよう調整に努めるものとする。</p> <p>(3) 独自の団体は、現行のとおりとする。</p>

協議状況	
提案	平成15年12月19日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

協 議 附 属 資 料

<協議総文第19号 12 条例、規則等の取扱い>

平成15年12月19日

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

総務文教小委員会

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 総務・選挙分科会

協議項目	条例・規則等の取扱い			
調整の方針（案）	条例、規則等は、一宮市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえて、条例、規則等の新規制定、一部改正等を行うものとする。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	具体的な調整方針
現況	例規集掲載本数 条例 223本 規則 233本 その他(規程、規約等) 169本 (平成15年4月1日現在)	例規集掲載本数 条例 209本 規則 164本 その他(規程、規約等) 213本 (平成15年4月1日現在)	例規集掲載本数 条例 176本 規則 125本 その他(規程、規約等) 106本 (平成15年4月1日現在)	条例、規則等は、一宮市の条例、規則等を適用する。 ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえて、条例、規則等の新規制定、一部改正等を行うものとする。
関係法令	<p>◎地方自治法(抄)</p> <p>(条例)</p> <p>第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。</p> <p>2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。</p> <p>3 《略》</p> <p>(規則)</p> <p>第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。</p> <p>2 《略》</p> <p>(長の専決処分)</p> <p>第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。</p> <p>2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。</p> <p>3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。</p>			

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 総務・選挙分科会

協議項目	条例・規則等の取扱い		
先進事例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	廿日市市	H15. 3. 1	条例、規則等は、廿日市市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえて、条例、規則等の新規制定、一部改正等を行うものとする。
	新居浜市	H15. 4. 1	新居浜市の条例、規則等を適用する。ただし、 1. 別子山村にのみ定めのある条例、規則等のうち新居浜市に引き継ぐものについては現行の例による。 2. 各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整をふまえて規定の整理を行うものとする。
	田原市	H15. 8. 20	田原町の条例・規則を適用するものとする。ただし、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に関する条例・規則については、その調整内容を踏まえて規定の整備を行うものとする。

協 議 附 属 資 料

<協議総文第20号 14 一部事務組合等の取扱い>

平成15年12月19日

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

総務文教小委員会

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	一部事務組合等の取扱い			
調整方針（案）	尾西市及び木曾川町は、それぞれ加入している一部事務組合等から、合併の日の前日をもって脱退するものとする。ただし、尾西地方特定公共下水道管理組合については合併の日の前日をもって解散し、事業については新市において行うものとする。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1. 一部事務組合	尾張農業共済事務組合 尾西地方特定公共下水道管理組合	尾張農業共済事務組合 尾西地方特定公共下水道管理組合	尾張農業共済事務組合 尾西地方特定公共下水道管理組合 尾張市町交通災害共済組合 愛知県市町村職員退職手当組合	尾西市及び木曾川町は、それぞれ加入している一部事務組合から、合併の日の前日をもって脱退するものとする。尾西地方特定公共下水道管理組合については合併の日の前日をもって解散し、事業については新市において行うものとする。
2. 協議会	尾張西部広域行政圏協議会	尾張西部広域行政圏協議会	尾張西部広域行政圏協議会	尾西市及び木曾川町は、それぞれ合併の日の前日をもって脱退するものとする。
3. 土地開発公社	一宮市土地開発公社	尾西市土地開発公社	尾張土地開発公社	合併の日の前日までに尾西市は尾西市土地開発公社を解散し、木曾川町は尾張土地開発公社を脱退する。
4. 職員共済組合	愛知県都市職員共済組合	愛知県市町村職員共済組合	愛知県市町村職員共済組合	尾西市及び木曾川町は、それぞれ合併の日の前日をもって脱退するものとする。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	一部事務組合等の取扱い		
先進事例	西東京市	H13.1.21 新設合併	一部事務組合については、2市は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。 協議会については、2市は合併の前日をもって当該協議会から脱退し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。
	さいたま市	H13.5.1 新設合併	埼玉県浦和競馬組合及び埼玉県都市競艇組合は新市において現行どおり組合に加入する。 埼玉県南水道企業団は合併の前日をもって解散し、事業については新市において行うものとする。
	新居浜市	H15.4.1 編入合併	別子山村が加入している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。
	田原市	H15.8.20 編入合併	赤羽根町が加入している一部事務組合等については、合併の前日をもって脱退するものとする。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	一部事務組合等の取扱い
関係法令	<p>地方自治法（昭和22年・法律第67号） 第252条の2〔協議会の設置〕 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部若しくは普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体若しくは普通地方公共団体の長その他の執行機関の権限に属する事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。 （第5項～第6項 省略）</p> <p>第284条〔組合の種類及び設置〕 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。</p> <p>2 普通地方公共団体及び特別区は、第六項の場合を除くほか、その事務の一部又は普通地方公共団体及び特別区の長、委員会若しくは委員の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては自治大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。</p> <p>この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。</p> <p>（第3項～第6項 省略）</p> <p>第286条〔組織、事務及び規約の変更〕 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては、自治大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りではない。</p> <p>（第2項 省略）</p>

協 議 附 属 資 料

< 協 議 総 文 第 2 1 号 1 6 公 共 的 団 体 等 の 取 扱 い >

平成15年12月19日

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

総務文教小委員会

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	公共的団体等の取扱い		
調整方針(案)	公共的団体等については、新市の一体性を速やかに確立するため、それぞれの実情等を尊重しながら統合・再編の調整に努めるものとする。 (1)2市1町に共通している団体は、合併時に統合・再編するよう調整に努めるものとする。 (2)2市1町に共通している団体で、実情により合併時に統合・再編できない団体は、合併後速やかに統合・再編するよう調整に努めるものとする。 (3)独自の団体は、現行のとおりとする。		
項目	一宮市	尾西市	木曾川町
総務・選挙	一宮市明るい選挙推進協議会	尾西市明るい選挙推進協議会	木曾川町明るい選挙推進協議会
企画	一宮市民憲章推進協議会	尾西市民憲章推進協議会	
	一宮市防犯協会		
		尾西市防犯交通協会	
	一宮市地域交通安全会		
学校教育	一宮カンガルークラブ連絡協議会	一宮カンガルークラブ連絡協議会	カンガルークラブ
	一宮市学校保健会	中島地方学校保健会	葉栗郡学校保健会
社会教育	一宮市小中学校PTA連絡協議会	尾西市小中学校PTA連絡協議会	郡PTA連絡協議会
	一宮市文化団体協議会	尾西市文化協会	木曾川町文化協会
	一宮市レクリエーション協会		
	一宮民俗芸能連盟		
	一宮市地域女性団体連絡会		木曾川町地域婦人会(部)
	一宮市女性グループ連絡会		
	地域学校外活動推進委員会		
	一宮スカウト連絡協議会		
	一宮市青年OB連盟		木曾川町シニアリーダーズクラブ
	日本宇宙少年団一宮分団育成会		
体育教育	一宮市国際交流協会	尾西市国際交流協会	
	一宮市体育協会	尾西市体育協会	木曾川町体育協会
	スポーツ少年団本部	スポーツ少年団本部	スポーツ少年団本部
消防	西尾張体育協会	西尾張体育協会	西尾張体育協会
	一宮市少年婦人防火委員会		
	一宮市危険物防火安全協会	尾西市危険物安全協会	木曾川町危険物安全協会

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	公共的団体等の取扱い		
先進事例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	廿日市市	H15. 3. 1	<p>公共的団体等については、合併後の速やかな一体性を確保するため、各団体の経緯、実情等を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。</p> <p>(1) 3市町村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。</p> <p>(2) 3市町村独自の団体は、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 統合に時間を要する団体については、将来統合するよう調整に努めるものとする。</p>
	静岡市	H15. 4. 1	<p>新市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分に尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとする。</p>
	山県市	H15. 4. 1	<p>公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努めるものとする。</p> <p>(1) 3町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>(2) 3町村に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。</p> <p>(3) 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	公共的団体等の取扱い
関係法令	<p>◎市町村の合併の特例に関する法律(抄) (国、都道府県等の協力等) 第16条 1～6 《略》 7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。 8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。</p> <p>◎地方自治法(抄) (公共的団体等の監督) 第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。 2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。 3 《略》 4 《略》</p>
備考	<p>【公共的団体等】</p> <p>「公共的団体等」とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、養老院、育児院、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会、体育会等の文化事業団体等、いやしくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とを問わない。 (行政実例 昭和24年1月13日)</p> <p>「公共的団体等」とは、公共的団体等の事務所が当該地方公共団体の区域内にあるときにはもちろん、たとえ公共的団体等の主たる事務所はほかの地方公共団体の区域内にあっても、その支部なり、出張所が当該団体内に設けられているもの、さらには、支部又は出張所も設けられていないが、その公共的団体の活動が明らかに当該普通地方公共団体の区域内において行われているというようなものも含まれると解するのが妥当。 (学説「逐条地方自治法」)</p>

先進地及び他の合併協議会での議会議員の報酬の取扱い(在任特例)

	報酬の取扱い	合併市町村名	関係市町村数	合併(予定)年月日	特例の期間	議員数	備考	
編入合併	編入先に合わせる。	①新潟市	新潟県	2	平成13年1月1日	新潟市の残任期間	70	
		②潮来市	茨城県	2	平成13年4月1日	潮来町の残任期間	34	
		③大船渡市	岩手県	2	平成13年11月15日	大船渡市の残任期間	44	
		④つくば市	茨城県	2	平成14年11月1日	つくば市の残任期間	52	
		⑤廿日市市	広島県	2	平成15年3月1日	廿日市市の残任期間	44	
		⑥新居浜市	愛媛県	2	平成15年4月1日	新居浜市の残任期間	42	
		⑦野田市	千葉県	2	平成15年6月6日	野田市の残任期間	52	
		⑧新発田市	新潟県	2	平成15年7月7日	新発田市の残任期間	38	
		⑨田原市	愛知県	2	平成15年8月20日	田原町の残任期間	32	
	特例期間は旧市町の報酬を維持	①稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会	愛知県	3	平成17年3月1日	稲沢市の残任期間	60	
新設合併	高額な自治体に合わせる。	①篠山市	兵庫県	4	平成11年4月1日	1年1ヶ月	58	
		②西東京市	東京都	2	平成13年1月21日	2年	46	
		③さいたま市	埼玉県	3	平成13年5月1日	2年	100	
		④山口市	岐阜県	3	平成15年4月1日	1年1ヶ月	42	
		⑤宗像市	福岡県	2	平成15年4月1日	1年8ヶ月	38	
		⑥瑞穂市	岐阜県	2	平成15年5月1日	1年	33	
	旧市町の報酬を一定期間維持	①南アルプス市	山梨県	6	平成15年4月1日	1年10ヶ月	95	4月、5月のみ
		②周南市	山口県	4	平成15年4月21日	2年	81	特例期間中
		③静岡市	静岡県	2	平成15年4月1日	2年	78	〃
		④安来市・広瀬町・伯太町合併協議会	島根県	3	平成16年10月1日	1年程度	54	〃
⑤萩広域市町村合併協議会	山口県	8	平成17年3月6日	1年	110	〃 (協議中)		

(参 考)

特例措置による議会議員報酬額

1) 議会議員報酬(1カ月当たり)及び期末手当(年額) (平成15年度当初予算ベース)

(単位:円)

	一宮市		尾西市		木曽川町		合 計	
	報酬(月額)	期末手当(年額)	報酬(月額)	期末手当(年額)	報酬(月額)	期末手当(年額)	報酬(月額)	期末手当(年額)
議 長	626,000	3,403,800	514,000	2,608,550	370,000	1,877,750	1,510,000	7,890,100
副議長	574,000	3,124,800	477,000	2,420,775	296,000	1,502,200	1,347,000	7,047,775
議 員	18,122,000	98,654,400	8,900,000	45,167,500	4,860,000	24,644,500	31,882,000	168,466,400
合 計	19,322,000	105,183,000	9,891,000	50,196,825	5,526,000	28,024,450	34,739,000	183,404,275
議員報酬1人当り	533,000	2,901,600	445,000	2,258,375	270,000	1,370,250	1,248,000	6,530,225
議員条例定数(人)	36		22		20		78	

2) 議員報酬(期末手当含む)の比較

在任のみ(年額)

(単位:千円)

15年度(予算)			17年度~ 18年度(単年度)	15年度予算 との差引	19年度	15年度予算 との差引	20年度~ (単年度)	15年度予算 との差引	十(10年間での差引総額)
26,011	わ せ た 市 の 場 合 に 合 す	議 長	10,916	▲ 15,095	10,916	▲ 15,095	10,916	▲ 15,095	▲ 150,950
23,212		副議長	10,013	▲ 13,199	10,013	▲ 13,199	10,013	▲ 13,199	▲ 131,990
551,051		議 員	706,618	155,567	426,151	▲ 124,900	409,095	▲ 141,956	▲ 807,458
600,274		計(1)	727,547	127,273	447,080	▲ 153,194	430,024	▲ 170,250	▲ 1,090,398
26,011	維 持 し た 場 合 を 2	議 長	10,916	▲ 15,095	10,916	▲ 15,095	10,916	▲ 15,095	▲ 150,950
23,212		副議長	10,013	▲ 13,199	10,013	▲ 13,199	10,013	▲ 13,199	▲ 131,990
551,051		議 員	575,488	24,437	418,955	▲ 132,096	409,095	▲ 141,956	▲ 1,076,914
600,274		計(2)	596,417	▲ 3,857	439,884	▲ 160,390	430,024	▲ 170,250	▲ 1,359,854
(1)-(2)			131,130		7,196		0		

* 19年4月選挙後は、すべて一宮市の報酬とする。